

第89回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和元年6月21日（金）9:55～12:05

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、宮川 努、野呂 順一

【専門委員】

山口 裕之（株式会社日通総合研究所プリンシパルコンサルタント）

【審議協力者】

財務省、農林水産省、国土交通省、東京都、千葉県

【調査実施者】

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室：平沢室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 港湾調査の変更について

5 概 要

- 前回の部会において整理・報告等が求められた事項について、調査実施者から説明があった後、審査メモに沿って、「集計事項の追加」、「報告者数の見直し」、「基幹統計としての要件の適合性」、「調査票情報の保存管理・二次的利用等の状況」について審議が行われた。
- その後、答申（案）の方向性について、西郷部会長から取りまとめ方針の説明があり、部会として了承された。また、今後、答申（案）は、書面決議により取りまとめた上で、7月開催の統計委員会に報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回の部会において整理・報告等が求められた事項等

① 調査方法の変更

- ・ 資料1の別紙1に、「港湾管理者」と「港湾の管理者」との記載があるが、両者は異なるのか。
 - 調査計画上、泊地及び係船岸については「その管理者」が報告者となっており、それを踏まえて、資料1の別紙1では「港湾の管理者」と記載した。この「港湾の管理者」には、地方公共団体だけでなく、民間の管理者もいる。一方、「港湾管理者」は、港湾区域内の施設・管理運営を全て行っている者であり、

港湾法に基づき定められた設置者の類型には、必ず地方公共団体が含まれている。

→ 「港湾管理者」と「港湾の管理者」とは、対象が異なるのであれば、その旨を注記し、明確化を図る必要がある。

- ・ 本調査のように対象船舶が入港してみないと報告者が特定できない調査の場合、統計法上の報告者や報告義務がどのように扱われるのか整理が必要ではないか。

→ 統計法上の整理では、報告義務は、報告者の範囲全体にかかるものと認識しているが、その点も整理が必要ではないか。

→ 調査計画と調査規則において報告者の範囲を定めており、報告義務は、一義的にはこの範囲全体にかかるものと整理している。

- ・ 調査系統や報告者については、この部会における調査実施者の回答や指摘事項を、点検検証部会に報告したいと思うが、他の統計調査を含めた点検検証部会における整理の方向性とは異なるかもしれない。また、政府統計共同利用システムの利用方法にも、他の統計調査との違いがあることから、都道府県や調査員と適時・適切に情報共有を行うことが必要であることも指摘したいと考えているがどうか。

→ 政府統計共同利用システムについては、システム管理者である統計センターの規定では、技術的には、調査員が民間事業者である場合、調査員ごとの固定IPアドレスを登録すれば情報を確認することが可能であるが、本調査の場合、全ての調査員の登録には手間がかかり、都道府県にも多大な負担をかけることから、原則としてL G W A N接続者の地方公共団体としている現状にある。

→ 政府統計共同利用システムで提出された調査票情報については、都道府県や調査員との情報共有に、今後取り組むとのことなので、その点について答申(案)に記載することとしたい。

② 公表方法・期日の変更

- ・ 月報と港別集計値の公表は、現状、どのように行っているのか。

→ 現在の月報は、全ての港のデータが集まらないと公表できないため、公表が遅れる現状にある。一方で、港別の状況を早く知りたいという利活用ニーズもあるため、港別集計値では、提出のあった港から順次、港別の集計値と、その時点において提出されている港の合計値を公表しているところ。

- ・ 変更計画の一次速報は、6港で固定して公表するという理解か。

→ そのとおりである。なお、一次速報の6港であっても、確定値は3か月くらい経過しないと提出されないため、あくまで速報値として公表することを計画している。

- ・ 港別集計値には、甲種港湾の全てが計上されるのか。また、港別集計値は基幹統計として公表されるのか。
→ そのとおりである。
- ・ コンテナ個数は経済指標としても活用され得るので、なるべく早期に公表してほしい。また、二次速報を創設するよりも、港別集計値の早期公表に取り組む方が利活用上有益と考える。今後も、利活用ニーズを踏まえて公表内容の充実に努力していただきたい。
- ・ 港別集計値を基幹統計の一部と位置づけることについて問題ないと整理したい。また、本調査は、公表の早期化が課題となっており、今回の見直しで一定の対応が図られたと考えるものの、さらに不断の取組を行っていただきたいと整理することとしたい。

(2) 個別事項の審議

① 集計事項の追加

- ・ グローバルバリューチェーンの観点から、どのような財が国内と国外を行き来しているかを分析しようとする場合、財の分類が通関統計等と整合的である必要があるが、その点はどうか。
→ 本調査の調査対象品目として82品目を設定しており、HSコードを基に分類を整理することで整合性を確保している。
- ・ 各港湾管理者が提供している航路情報については、港によって定義が異なるところがみられる。このため、航路別集計を公表する際には、航路の定義や基準を注記するなどした方がよいと考える。また、貨物形態（コンテナ、シャーシ、その他）別について、特にシャーシについては、貨物を積んでいる場合はその貨物の重さを計上し、貨物を積んでいない場合はトレーラーの重さを貨物とみなして計上しており、計上の仕方が異なる。このため、空車輸送をした場合のトン数を内数として記載するなど、両者を比較できるようにしていただけると有用性が向上する。
→ 現状の調査票様式は、シャーシと積み荷を別々には調査していないため、調査票の変更が必要になることから、都道府県との調整を含めて、検討が必要である。
- ・ 航路別集計を行う上で、港によって定義が異なることに問題はないのか。
→ 航路名分類については、原則として、船会社の呼称航路名により分類することとしているが、記入の手引に分類を示しており、疑問がある場合は、同分類に基づき判断が可能である。

- ・ 航路別集計の対象は、国際戦略港湾の5港との計画となっているが、一次速報の対象となる名古屋港を追加する必要はないのか。
→ まずは国際戦略港湾について、航路別の集計値の提供を開始することが必要と考えている。
- ・ 航路については手引に記載があり、基本的には、それを踏まえて報告者となる企業が回答するということか。
→ 基本的には、記入の手引に記載された分類に沿って、該当企業が回答しているものと考えている。分類については、場合分け及び詳細な港湾名を含む地図を掲載している。
- ・ 集計事項については、おおむね適当と整理した上で、利活用ニーズの変化を踏まえ、今後とも、更なる速報項目の充実や、月報と年報との集計事項の整理の検討が必要と整理したい。

② 報告者数の見直し

- ・ 調査対象港湾は、5年ごとに見直しているとのことだが、仮に、新規に港湾が整備された場合や、港湾の統合などがあっても、5年間は調査対象港湾を見直さないのか。また、報告者は港湾ではなく、船舶運行事業者等なので、報告者と調査対象港湾は書き分けた方がよいのではないか。
→ 基本的には5年ごとに見直しをしているところ。ただし、新規に大規模な港湾が出来た場合は、政策部局とも調整の上、対応を検討する。
→ 報告者と調査対象港湾については整理をお願いしたい。

(3) 公的統計の整備に関する基本的な計画等の指摘への対応状況

- ・ これまでの審議結果から、指摘への対応については確認したと整理したい。

(4) その他の確認事項

① 基幹統計としての要件の適合性

- ・ 国際比較について、利活用の全てを把握していないとのことであるが、国際比較の指標としての利活用の状況は十分に把握しておく必要がある。
- ・ 基幹統計の要件にはいずれにも該当しているものと整理したい。ただし、調査結果の更なる早期公表に向け、不断の努力を行うことが必要であると答申（案）で付言することとしたい。

② 調査票情報の保存管理・二次的利用等の状況

- ・ 都道府県の保存期間が2年で、国土交通省が調査票情報を保存していないとすると、集計ミス等が発覚した場合に対応できない可能性がある。保存の考え方は

根本的に見直した方がよい。

- ・ 調査票情報は、電子媒体で永年保存することが基本となっている。このため、調査票情報を電子媒体により永年保存することについて、実現の方向で検討してほしい。
 - 調査票情報を永年保存する必要性は認識している。一方で、都道府県の保存状況を正確には把握しておらず、また、収集や保存コストについても把握していないので、これらの実態を把握した上で、検討する必要があると考えている。
- ・ 調査票情報の保存については、調査実施者において独自に決めてよいのか。政府全体の統一的な指針等はあるのか。
 - 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の中で、調査票情報、関連するメタデータ、再集計に必要なデータは永年保存するという方向性で整理しており、順次、対応を進めているところ。
 - ガイドラインがあるなら、それに沿って対応すべきという指摘も考えられる。

(5) 答申(案)の方向性の取りまとめ

- ・ 部会長が説明された取りまとめの方向性に異議はないが、今回の政府統計共同利用システムを活用したオンライン調査の推進は、調査票情報を電子媒体で収集することにもなるので、調査票情報の保管方法も変わるのではないか。答申案で指摘する際には、その点も強調すべき。また、オンライン調査の導入により、調査票情報の保管方法も変わることについては、他の統計調査においても同様の整理が必要と考える。
- ・ 確報の公表時期が依然として見通せない状況にあることから、公表の早期化については、引き続き検討が必要である。また、港別集計値を基幹統計とする場合、これまで都道府県が公表していたものを、国土交通省が公表することになると思うが、これは大きな変化ではないか。
 - これまでも、国土交通省において、港別集計値は公表している。
 - 港別集計値を調査計画に位置づけることで、今後の結果公表の早期化に資するという御指摘であり、大きな支障はないものと考えている。
- ・ 利用者のニーズ把握は、意見交換の場を設けるなどして、常に取り組んでいただきたい。

(以 上)